

報告 2023年8月22日 国相手の大飯原発止めよう裁判（大阪高裁）第3回口頭弁論

## 新F-6破砕帯が活断層でないとする国・関電の根拠に大きな疑義あり

関電資料からは、大山火山灰(hpm1、23万年前)の降灰層準は認められない



次回11月20日(月)も口頭弁論です。14:30より 大阪地裁202号法廷

8月22日、国を相手とする大飯原発3・4号止めよう裁判（大阪高裁）の第3回口頭弁論が大阪地裁202号法廷で行われた。14時半から20分、原告・支援者側約50名をはじめ約80人が参加した。原告側は敷地内破砕帯に関する準備書面（6）を提出した。一方、国は第12～14準備書面を提出し、対津波設計方針の主張、基準地震動評価、汚染水対策について原告への反論を行っている。



口頭弁論後の報告・交流会

### ◆南側トレンチ付近に hpm1 火山灰の降灰層準は認められない

1 試料中の hpm1 火山灰は 3,000 粒中わずか 1 粒からせいぜい 200 粒

原告準備書面（6）は、敷地内破砕帯問題について、国の主張への反論等として、①新F-6破砕帯の活動性判断に疑義があること、②原告の求釈明に対する関電の回答への反論、③台場浜トレンチ内破砕帯の南方への連続性が否定されていないことを主張している。法廷で、瀬戸崇史弁護士は①に絞って要旨陳述した。

国は、関電が南側トレンチ付近の「2層」で大山火山灰（hpm1 火山灰、23万年前）の降灰層準（火山噴火時に堆積した層）を確認したことをもって、新F-6破砕帯は「2層」を変位させていないため、

活断層ではないと主張している。分析した23か所中17か所で「2層」中に hpm1

	鉍物組成を調査したか所数	hpm1を確認したか所数	鉍物組成を調査した試料数	hpm1を確認した試料数
ボーリング	10か所	6か所	1,877	9
南側トレンチ	9か所	9か所	1,498	19
斜路	4か所	2か所	94	2
計	23カ所	17カ所	3,469	30

甲第253号証、甲第249号証、丙第69号証より作成

火山灰が含有していることをもって、あたかも70%を超える確率で hpm1 火山灰が検出されたかのように主張している。しかし、原告側が関電資料を確認したところ、関電が hpm1 火山灰であると同定した（認めた）試料は約3,500試料中、わずか30試料のみであることが分かった（上表）。

関電が約3,500もの試料を分析せざるを得なかったのは、南側トレンチ内で hpm1 火山灰を肉眼で層として確認できなかったためだ。しかも、hpm1 火山灰と同定した30試料についても、1試料中の hpm1 火山灰は3,000粒中に1粒からせいぜい200粒程度というわずかな含有量だ。このように、肉眼視できない火山灰（クリプトテフラ）をもって、関電が「2層」に火山灰降灰層準が存在すると認定していることに無理がある。

そもそも、火山灰降灰層準の認定は、露頭で肉眼により層として識別できる場合になされる。ところが、関電が公表している資料では、南側トレンチ内に hpm1 火山灰が層として肉眼で識別できるような写真はどこにもない。従って、「2層」に hpm1 の降灰層準が存在するということ自体が誤りだ。

ところが、国・関電は、南側トレンチ内において肉眼で識別できる降灰層準が認められないに

もかわらず、南側トレンチ内及びその周辺でクリプトテフラが採取された地点を線で繋げ、これが hpm1 火山灰の降灰層準だと主張している。専門家の論文（※1）では、このようなクリプトテフラを根拠とした火山灰降灰層準の求め方には無理があることが明確に示されている。

（※1「テフラ学（第7回）：肉眼視できないテフラ（クリプトテフラ）の認定と評価」長橋良隆、片岡香子）

#### ◆主張内容について図表等を使った説明をしてもらうのがよい（裁判所）

裁判所は、今、要旨陳述したようなことは証人尋問に出てくるだろうが、尋問の前に、図表等を使用しながら説明的なことをしてもらうのがよいと述べた。原告側は、それは、裁判所が以前より行うと言っている技術説明会のことかと尋ねた。裁判所は、何と名付けるかは別にして、準備書面的なものではなく、図表等を入れた説明用の資料を使って、ここはこうなっているというような説明をってもらうのがよいと答えた。

裁判長は、次回 11 月 20 日も口頭弁論として大法廷で行うとした。そして、今回は、それまでに裁判長と右陪席裁判官が退官するため、裁判長と陪席裁判官 1 名が新しい人になると述べた。

次々回は、3 か月ペースとして、2 月 22 日に大法廷で行うことになった。

国は次回までに原告の準備書面（6）に反論する書面を出すとした。原告は引き続き国の準備書面に反論すると述べた。

#### ◆報告会：今回は、二人も裁判官が替わるため、原告主張をしっかり伝えたい

閉廷後、弁護士会館で報告・交流会を行った。敷地内破砕帯問題について、法廷での陳述内容を中心に、瀬戸弁護士、事務局より詳しく解説がなされた。

定年退職で二人も裁判官が替わることを受け、弁護団からは、新しい裁判体がおそらく判決を書くだろうということもあるから、新しい裁判体に原告の主張をしっかり理解してもらえようにする必要がある、との発言があった。法律では、裁判官が交替した場合、原告や被告がこれまでの経過や主張内容等を説明するという更新弁論ができるよう定められているとの説明があった。

#### ◆交流会：福島原発の汚染水海洋放出、上関町での中間貯蔵計画を止めていこう

交流会では、福島第一原発の汚染水海洋放出を止めていくために、活発な議論がなされた。政府は、この日の午前に海洋放出を明後日 24 日に始めると決定した。全漁連や福島県漁連等は強く反対を表明し続けている。それにもかかわらず、政府が「一定の理解を得られた」と決めつけ、約束を踏みにじる決定をしたことは断じて許されない。

8 月に入り、中国電力と関西電力による山口県上関町での中間貯蔵計画が急浮上した。8 月 7 日の関電抗議行動、和歌山で中間貯蔵立地を止めた取り組みの紹介がなされた。

国の原発推進政策、老朽原発の再稼働、中間貯蔵、汚染水海洋放出を止めるため、今後も法廷内外の取り組みを強めていこう。

次回 11 月 20 日（月）14:30～ 大阪地裁 202 号法廷 第 4 回口頭弁論

次々回 2024 年 2 月 22 日（木）14:30～ 大阪地裁 202 号法廷

#### ◎裁判の書面、報告等

[https://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/oosaiban\\_gyouso\\_room.htm](https://www.jca.apc.org/mihama/oosaiban/oosaiban_gyouso_room.htm)

2023 年 9 月 5 日 おおい原発止めよう裁判の会事務局